

6月1日（水）公布



平成 2 3 年 6 月
内閣府（防災担当）
法 務 省
国 土 交 通 省

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1 背景

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条第1項の特定非常災害として指定するとともに、当該災害に対して直ちに適用可能な措置（法第3条～第5条）について指定したところ（「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号））。

今般、上記政令について、以下の改正を行うこととする。

2 政令案の概要

（1）題名及び特定非常災害の名称変更（法第1条）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（原発事故含む）を「東日本大震災」と呼称することとされたことに合わせ、政令の題名及び特定非常災害の名称を変更する。

（2）適用すべき措置の追加

① 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置（法第6条）

被災地区に住所等を有していた者が、今回の被災に起因する民事に関する紛争

について、民事調停法による調停の申立てをする場合、申立手数料を不要とする措置を行う。

(期間：平成23年3月11日以降、平成26年2月28日までの申立て)

② 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置（法第7条）

建築基準法により建築後最長2年3月の存続が認められている応急仮設住宅について、特定行政庁の許可を受けることでさらに1年ごとの存続期間の延長を可能とする措置を行う。